

## 防災行政無線を用いた同報無線の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)\*を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(以下に、記事を掲載しています)をご利用ください。

●訓練実施日時 11月20日(水) 午前11時ごろ

●訓練で行う放送試験

村内56カ所に設置してある同報無線から、一斉に次のように放送されます。

各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に防災ラジオの作動確認をお願いします。

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 .....訓練放送文..... + 下りチャイム音



\*Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課

### 同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容は、次の番号へお電話いただくことで確認できます。

聞き逃したとき、聞き取りにくかったときなどにご活用ください。

☎ 0800-2000-5656

県内の固定電話からのみ利用可能  
※通話料は無料です。

☎ 0567-52-1451

携帯電話または県外から利用する場合はこちらをご利用ください。  
※通話料がかかります。

※おかけ間違えのないようお願いいたします。

※混雑時には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●問合せ先

総務部総務課



### 令和6年度秋季全国 火災予防運動について

11月9日(土)から15日(金)までの7日間、秋の火災予防運動が全国一斉に実施されます。この機会に火の元の周りを整理整頓するなど、日頃から身の回りに注意して火災を未然に防ぎましょう。

●目的

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

●全国統一防火標語

守りたい 未来があるから

火の用心

●実施内容

- ・消防団による村内の巡回
- ・役場および各分団車庫のサイレンの吹鳴(午後7時)

●期間

11月9日(土)～15日(金)までの7日間

●問合せ先

総務部総務課



## 聖苑大規模改修 工事に伴う 一部閉鎖のお知らせ

広報とびしま8月号の差込みチラシでお知らせしたとおり、飛鳥聖苑は竣工から29年が経過しており、今後長く安全に利用していただくため、大規模改修工事を行っています。このことに伴い、次の期間は斎場棟を閉鎖します。  
ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

### ●閉鎖期間

12月1日(日)～

令和7年2月28日(金)

### ●閉鎖期間中の聖苑利用について

通夜・葬儀・初七日法要の利用はできません。

ただし、火葬の受入れは可能です。

### ●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

## 私立高等学校等の 授業料を補助します

本村では、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助します。

### ●対象者

10月1日(基準日)から引き続き本村に住所があり、私立高等学校や私立専修学校高等課程に在籍している方。

※授業料を免除されている方は、補助対象外となります。

### ●補助金額

年額上限1万円

### ●必要事項

- ・申請書
- ・私立高等学校等生徒調書
- ・村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ・振込先が確認できるものの写し(預金通帳など)

※申請書等は、教育課窓口にて受領または村公式ホームページ内「様式ダウンロード」からダウンロードできます。

### ●申請期限

11月29日(金)

※午前8時30分～午後5時15分  
(土曜・日曜および祝日を除く)

### ●問合せ先

中央公民館内教育課

## 名古屋都市計画 竹之郷地区計画(案)の 縦覧について

この案について、住民および利害関係人のご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

### ●縦覧期間

11月15日(金)～29日(金)

午前8時30分～午後5時

(土曜・日曜および祝日を除く)

### ●縦覧場所・問合せ先

開発部整備推進課

## ブロック塀等撤去費を 補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する事に要する費用の一部を補助します。

### ●補助限度額

10万円

### ●補助対象

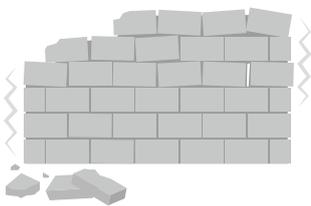
村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

※補助金申請は、工事着手前に

行っていた必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助対象外となりますのでご注意ください。

### ●問合せ先

開発部建設課



## 納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の 対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和6年1月から令和6年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さま等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者あてに送られる予定です。

で、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録すると郵送されなくなります）

### 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」送付スケジュール

	対象者	送付時期	
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	電子送付	令和6年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	電子送付	令和7年1月下旬
		郵送	令和7年2月上旬

#### 問合せ先

民生部住民課

## 年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。

待ち時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

翌日以降の相談日から予約できます。

お申込みの際は、基礎年金番号の分かるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

#### 予約方法

全国共通の予約受付電話にお電話ください。

☎ 0570-0514890

#### 問合せ先

民生部住民課



## 11月30日は 「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただく、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

また、マイナポータルと連携することで、学生納付特例等の電子申請や確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページをご確認いただくか、中村年金事務所にお問合せください。

#### ●日本年金機構ホームページ (ねんきんネット)



日本年金機構  
ホームページ

#### ●問合せ先

中村年金事務所

☎ 052145317200